

政治活動のために使用する事務所に係る立札・看板の類と証票の取扱いについて

公職の候補者（現に公職にある者を含む）又は後援団体が政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類には、倶知安町選挙管理委員会が交付する証票を貼付する必要があります。

1 証票の交付申請

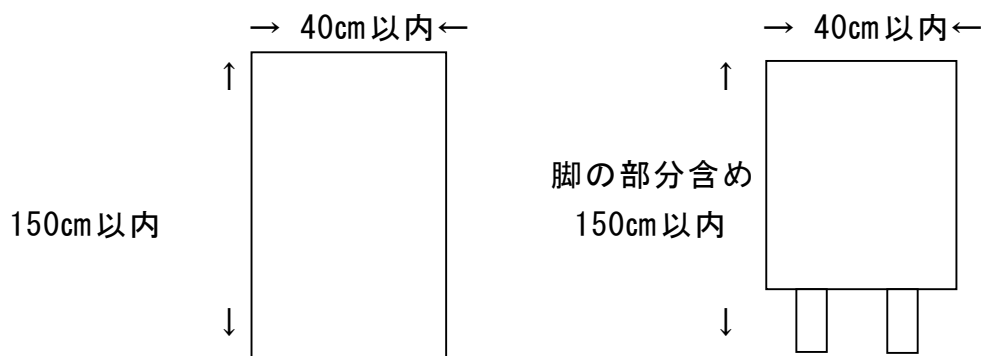
公職の候補者及び後援団体それぞれについて、証票交付申請書の提出が必要です。（後援団体の場合には、証票交付申請に先立ち、道選管に政治団体設立届を提出し受理された設立届の写し、及び綱領、党則、規約等の写しを添付すること。）

2 証票の交付枚数

- （１）公職の候補者 ４枚以内
- （２）後援団体 同一の公職の候補者に係る後援団体のすべてを通じて４枚以内

3 立札・看板の類の大きさ

立札・看板の類の大きさは、縦１５０cm、横４０cm以内で、この大きさには脚の部分も含まれます。



（縦横どちらの方向で使用してもよい）

4 立札・看板の類の掲示の注意事項

- （１）立札・看板の類は、政治活動に使用する事務所ごとに、通じて２枚まで掲示できる。

ただし、事務所ではない場所（空き地、畑等）には掲示できない。

- (2) 証票は、立札・看板の類の見やすい箇所に貼り付けなければならない。
- (3) 立札・看板の類の両面を使用する場合には、両面ともに証票を貼り付けなければならない。
- (4) 当該選挙の期日の公示日・告示日の前に掲示したものであれば、選挙の期間中も掲示しておくことができるが、選挙期間中に新たに取り付けて掲示することはできない。

5 立札・看板の類の異動

- (1) 立札・看板の類を異動した場合には、速やかに異動届を提出しなければならない。(ただし、6の再交付申請書の提出のある場合を除く。)

6 証票の再交付申請

- (1) 紛失した場合には、証票再交付申請書を提出すること。
- (2) 汚損及び破損した場合には、当該証票を添付の上、証票再交付申請書を提出すること。

7 証票の返還

次の事項に該当する場合には、速やかに証票を返還すると共に、廃止届を提出しなければならない。

- (1) 立札・看板の類の掲示をしなくなったとき。
- (2) 交付されている証票の選挙の種類を変更したとき。
(例：町議会議員選挙→町長選挙、町長選挙→町議会議員選挙)
- (3) 公職の候補者でなくなったとき。
- (4) 公職の候補者の後援団体でなくなったとき。
- (5) 後援団体を解散したとき。(廃止届の提出に先立ち、道選管に政治団体解散届を提出し、受理された解散届の写しを添付すること。)

8 罰則の適用 (公職選挙法第243条：2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金)

証票交付の手続が取られていない場合又は事務所の実態がないところへの掲示(証票が付けてあっても)は違反になります。

不明な点がございましたら、町選管までお問い合わせください。

倶知安町選挙管理委員会 電話0136-56-8000(直通)